

知つとくと **得** 情報 = 経営のポイント = (軽減税率対策補助金)

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際（注）に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。  
（注）リースによる導入も補助対象となります。



軽減税率制度に対応するためのレジや受発注システムの改修費用は、一般的に修繕費として処理できます。

○ 軽減税率対策補助金の2つの申請類型

**A 型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント**

レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売する事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。

補 助 率	①導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ②導入費用が3万円以上の場合：2/3 ③タブレット等の汎用機器：1/2
補 助 額 上 限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台当たり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者当たり200万円を上限。
補 助 対 象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申 請 手 続	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申 請 期 限	令和元年12月16日までに交付申請書を提出 ※令和元年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。

**B 型（電子的受発注システムの改修支援等）のポイント**

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替えを支援します。

補 助 率	2/3
補 助 額 上 限	①小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 ②卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 ③発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補 助 対 象	電子的受注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替え、電子的受注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替え ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購買費用の1/2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申 請 期 限	① <b>システム改修等の場合</b> ：令和元年6月28日までに交付申請書を提出。交付決定を受けた後、令和元年9月30日までに受発注システムの改修・入替えと支払を完了。令和元年12月16日までに事業完了報告書を提出。 ② <b>パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合</b> ：令和元年12月16日までに交付申請書を提出（令和元年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。）

**軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先**

軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。  
【URL】 <http://kzt-hojo.jp> 【専用ダイヤル】 0570-081-222 【受付時間】 9:00～17:00(土日祝除く)

**中野法人会経営塾第一弾**

～年金制度あれこれ～

日時：令和元年9月5日(木) 16:30～18:00  
会場：法人会館2階  
講師：谷口充洋氏（年金数理人）

右記の書籍を無料で進呈致します。（先着25名）  
中野法人会事務局宛までご連絡ください。  
TEL 03-3388-6896  
（担当：佐藤・三國）

